

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。

平成二十六年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年一月十五日奈良県指令桜土第四六一三三号

平成二十六年一月三十日奈良県指令桜土第四六一三三一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十六年三月七日桜土第六五一七号

三 開発区域に含まれる地域

橿原市土橋町一九四番一及び一九五番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字根成柿三二八番地一五

株式会社幸栄ホーム 代表取締役 坂本幸治